

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南砺市長 田中 幹夫

市町村名 (市町村コード)	南 砺 市 (162108)
地域名 (地域内農業集落名)	井口 地区 (井口、上広安、宮後、池尻、久保、池田、蛇喰、川上中、大野)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月6日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

中山間地区に属している地域であり、少子高齢化が著しく進行している地域である。集落営農組織として早くから取り組み、多くの集落に営農組織が形成されており、法人化も進んでいる。しかし、後継者の確保が厳しく組織の合併等、より良い地域の将来のため地区内で検討が進められている。  
一集落では次世代に農業を継承できるよう基盤整備事業を要望中である。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

スマート農機の導入により、若年層が農業に関わりやすい環境を整え、圃場の大型化により導入機械の効率性を高めるとともに、次世代が農業経営を継承しやすい環境整備を計画する。  
主要作物である米、麦に加え、高収益作物の栽培をさらに進めるとともに、担い手への農地の集約化をさらに進めて、若い就農者を確保するためにも地域全体で経営体の合併等も検討する必要がある。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	298.54 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	298.54 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

## 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

## (1) 農用地の集積、集約化の方針

地域内の農業を担う者への経営農地の更なる集約化を目指し、隣接する地区の所有者の意向も確認しつつ、原則として、農地中間管理機構を通じて貸し付けていく。

## (2) 農地中間管理機構の活用方針

農業の担い手が諸事情により営農の継続が困難となった場合には、地域計画の見直しを行い、農地の一時保全管理や新たな受け手への貸し付けができるよう、機構を通じて進めていく。

## (3) 基盤整備事業への取組方針

池尻集落においては、農地の大区画化・汎用化等のため、基盤整備事業を令和20年度までに実施する。

## (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外からの多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成することや、既存の営農組織の再生化や合併などの検討にも取り組んでいく。

## (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内での防除作業等、農作業の効率化を図れる場合は、農業協同組合等への委託による省力化の検討を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	○	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③池尻集落では、直進性トラクター・田植え機(GPS)、農業用ドローン、収量コンバイン、水管理システムを導入している。更に、基盤整備事業により、遠隔管理(水門開閉、推移管理、FP水位、FP流入量)、また、除草については圃場法面の緩勾配化を施行し、乗用型(トラクター)やリモートコントロール草刈り機等の使用を計画している。